

令和3年第9回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和3年9月28日（火） 午後3時～午後4時15分
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎大研修室
- 3 議 件 「令和3年第9回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
（農業委員18名、農地利用最適化推進委員8名、
事務局5名）
- 5 議 事 別紙のとおり

令和3年第9回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○
2	河井 剛	○
3	伴 美代子	○
4	東中 守	○
5	宮岸 好一	○
6	米光 かおる	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	太平 雅也	○
9	中村 真一	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	奥村 明義	○

	委員氏名	出欠
15	藤田 礼子	○
16	北本 久一	○
17	菊知 亮	○
18	小林 博紀	×
19	川端 満	○

出席 18名

欠席 1名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○
2	東 穰	○
3	武藤 昌弘	○
4	中川 栄樹	×

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	西村 健	○
8	鮎岡 裕	○

	委員氏名	出欠
9	北村 清勝	○

出席 8名

欠席 1名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	村井事務局長補佐

	氏名・役職
3	相澤係長
4	山腰主査

	氏名・役職
5	松本主査

計 5名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和3年第9回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	<p>(憲章の唱和)</p>
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、議案審議の前に、「収入保険について」研修を行います。</p> <p>石川県農業共済組合の岡本さん、鍛冶谷さんよろしく願います。</p>
	<p>(説明、質疑応答)</p>
事務局長	<p>岡本さん、鍛冶谷さん、ありがとうございました。(岡本さん、鍛冶谷さん退席)</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく願います。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。</p> <p>よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は8名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、奥村委員と北本委員の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お</p>

	<p>諮りいたします。</p> <p>農地部門に関する議事につきましては、農地小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)
会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。</p> <p>それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。</p> <p>太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。</p> <p>最初に、前回の令和3年第8回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和3年第8回総会での議決事項に関する事務処理状況について報告いたします。</p> <p>農地法第5条許可申請4件については、番号1から番号3を8月27日付け、番号4を9月13日付けで石川県知事あてに送付し、番号1、番号3及び番号4については、9月14日付けで、番号2については、9月24日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、9月1日付けで公告しております。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい</p>

	<p>て、ご説明いたします。議案書は1ページです。</p> <p>今回、森本地区から2件、鞍月地区から1件、計3件の申請がありました。</p> <p>番号1は利屋町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号2は薬師町の案件で、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>番号3は南新保町の案件で、世帯内贈与のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は全て田であり、譲受人の耕作状況についても問題ありません。</p> <p>以上、3件で、面積は3,585㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p>

議案書は2ページ及び3ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。

今回、浅川地区から2件、森本地区から2件、二塚地区から1件、計5件の申請がありました。

番号1は、袋板屋町の案件で、賃借権の設定を伴う現場事務所及び駐車場への一時転用の申請です。

農地の区分は、農用地区域内農地ですが、現場事務所及び駐車場として一時的に転用するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、許可相当であると考えます。

番号2は、俵町の案件で、所有権の移転を伴う施設利用者・地域住民用交流広場への転用申請です。

農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接し、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、既存の特別養護老人ホームの敷地を拡張するものであることから許可相当であると考えます。

番号3は、利屋町の案件で、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。

農地の区分は、住宅、事業所等が連たんする地域にあることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。

番号4は、才田町の案件で、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。

農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接し、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当であると考えます。

番号5は、稚日野町の案件で、所有権の移転を伴う資材置場への転用申請です。

農地の区分は、水管と下水道管が埋設されている幅員4m

	<p>以上の道路に面し、かつ、500m以内に吉澤レディースクリニックといしかわ総合スポーツセンターがあることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>以上、5件で面積は合計1,492㎡です。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、庄田委員から調査結果をご報告願います。</p>
庄田委員	<p>9月21日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
太平副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 非農地証明願について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページです。今回、森本地区から1件の申請がありました。</p> <p>小嶺町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>現況については、9月21日、北本委員に申請のとおり山</p>

	<p>林化していることを確認いただいています。</p> <p>以上、面積は82.61㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 非農地証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は5ページから8ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、番号1から番号3の3件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定するものは、契約期間が10年の新規設定が2件です。</p> <p>使用貸借による権利を設定するものは、契約期間が10年の再設定が1件です。面積は合計10,997㎡です。</p> <p>利用権貸借の機構分について、番号1から番号2の2件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定するものは、契約期間が9年1か月の新規設定が1件です。</p> <p>使用貸借による権利を設定するものは、契約期間が10年の新規設定が1件です。面積は合計7,985㎡です。</p>

	<p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は9ページから20ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が6件で、面積は合計2,971㎡、第5条が23件で、面積は合計24,934.01㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による届出について、報告い</p>

	<p>たします。議案書は21ページです。</p> <p>届出件数は1件で、解約理由は借人変更のためで、面積は35,588㎡です。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
	<p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。議案書は22ページから24ページです。</p> <p>届出件数は6件で、面積は合計13,101.30㎡、取得事由は相続で、あっせんの希望はありません。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき、内容説明)</p>
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
会 長	<p>それでは最後に、9月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明</p>

	をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。それでは、最後に、二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。